

## 桜川市に建設工事入札参加資格を申請する方へ

### 1 社会保険等加入の要件化について

社会保険（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）のすべてに加入していることを申請受付の要件とします。なお、経営事項審査の審査基準日時点での加入が要件となりますのでご注意ください。

### 2 申請受付業種

建設業法第2条第1項に係る別表に基づく29業種になります。

また、格付けを行うのは土木、建築、舗装、水道施設、管、電気の6業種になります。

市内に本社又は営業所等を有する業者に限ります。

### 3 有資格者名簿の登載期間

平成33年5月31日まで（有効期間の始期については、「平成31・32年度建設工事入札参加資格審査申請の手引き共通書類編6入札参加資格者名簿の登載期間」を参照）

### 4 名簿の公表

入札参加資格者名簿については閲覧（桜川市役所財政課）にて公表します。

市内業者格付については、桜川市ホームページに掲載します。

### 5 名簿を共用する部局

桜川市役所の各部局及び出先機関

### 6 桜川市個別書類について

桜川市では指名通知書等を電子メールにて発送するため、電子メールアドレスが必要となります。個別書類チェック表の記載欄にメールアドレスを記載して提出してください。

書類名	市内本社	市内営業所	市外	備考
個別書類 チェック表	○	○	○	メールアドレスを記載して提出してください。
営業所等の状況調査書	×	○	×	桜川市内に営業所がある場合のみ提出してください。

○提出必須 ×提出不要

### 7 営業所について

建設業法に基づく営業所でなければ認定はできません。

なお、桜川市の入札参加資格において、登録できる営業所等は1会社につき1営業所です。

### 8 お問い合わせ先

桜川市役所財政課 管財契約グループ

電話 0296-58-5111(代表) 内線:1223・1224